

埼玉県総務部文書課 会計年度任用職員募集要項 (審理員補助事務)

次のとおり会計年度任用職員(審理員補助事務)を募集します。

1 職務内容

- (1) 行政不服審査法に基づく審査請求に係る審理業務の補助
- (2) 定例的な文書事務
- (3) 定例的な庶務事務
- (4) 各種資料作成の補助

2 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

Word、Excel 等を使用したデータの入力・集計、資料作成ができる方

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

週2日勤務(勤務日は、木・金曜日(午前8時30分～午後5時15分(7時間45分))の予定です。)

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇3日。その他は県の規定によります。

(5)報酬

日額:10,550円～12,500円

(時間額(概算):1,361円～1,612円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は、令和8年1月1日時点のものです。今後、報酬額が改定されることがあります。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限ります。

(9)勤務地

埼玉県総務部文書課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかつたりする場合があります。

6 応募について

(1)応募は、令和8年2月6日(金曜日)【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書(写真貼付)及び身上書に必要事項を記入の上、職務経歴書(様式任意)とともに提出してください。

※応募者多数の場合は、早めに締め切ることがあります。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募(審理員補助事務)」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(5)持参される場合の受付時間は、平日の午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁舎内の会場で令和8年2月下旬に実施することを予定しております。日時及び場所については、別途連絡します。

なお、応募書類の返却はしておりません。

(3)最終合格

令和8年3月上旬頃に、第二次審査の受験者全員に文書で通知します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎1階)

担当: 総務部文書課 審理員担当

電話: 048-830-2528